

税の納め忘れはありませんか？



11月・12月は市税の徴収強化月間です！



宜野湾市では沖縄県と共同で、11月と12月を市税の「徴収強化月間」として取り組みます。

- ① 県税事務所より2名の徴収専門職員を市に配置。
- ② 催告文書、電話、自宅や勤務先への訪問による納税の催告。
- ③ 官公署や金融機関へ滞納者の財産調査。
- ④ 給与差押のため勤務先へ給与照会。
- ⑤ 預貯金、不動産及び自動車等の差押や公売等の滞納処分などを行います。

11月～12月は夜間納税相談窓口を開設します！

徴収強化月間の11月～12月に併せて、

下表の○印の日は、午後8時まで延長して夜間納税相談窓口を開設します。どうぞご利用ください！



●都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

◆◆◆ **便利です！口座振替！** ◆◆◆

一度手続きいただくと金融機関があなたに代わって納期限の日に市税を自動的に納付する制度です。納め忘れがなく便利です。

平成24年11・12月日程(○囲みが開設日)

月	火	水	木	金	土	日
11/26	27	28	29	30	12/1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

※12月29日～1月3日は閉庁日となっています。

市民の皆様一人ひとりから納めていただいた市税は、市民の暮らしに欠かせない道路や公園の整備をはじめ、福祉、教育、保健、消防、ゴミ処理などに使われています。市税は、市民の皆様の住みよい暮らしを支える大切な財源です。

よりよい市民生活を支えていくためにも、納付期限内に自主的に納めましょう。

納期限までに納めないと、督促手数料や延滞金が加算されます。お早めに納付してください。



問合せ・納付に関するご相談は **納税課** ☎893-4411 (内線259・290・291)